

お申込みは
簡単!

補償額買い増しオプションのお申込方法

申込締切日 2024年7月5日(金)
 保険料 募集専用WEBサイトから、ご確認ください。
 団体割引 バンフレットに記載されている保険料は、団体割引10%（被保険者数100名以上500名未満）
 経験損害率による割増1%を適用しています。
 保険期間（ご契約期間） 補償額買い増しオプション…2024年10月1日 午後4時～2025年10月1日 午後4時 1年間
 ※会社補償部分については、2007年4月1日よりスタートしております。
 保険料の払込方法 加入を申込んだオプションについて、保険料を給与から控除します。第1回目の保険料引き落としは
 2024年10月の給与から控除します。
 ※保険料控除の取扱い(2024年2月現在) 補償額買い増しオプションで払い込みいただいた保険料のうち、
 所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
 (注)上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。
 詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
 お申込み方法について(新規・変更・脱退) 募集専用WEBサイトから申込入力をお願いします。URL、ID・PWはチラシにてご案内いたします。
 自動継続について 変更・脱退のお申出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の
 年齢および保険料率によって計算されます。また、被保険者のご加入範囲の年齢を超えた場合には継続が
 できませんので、ご了承ください。
 他の保険契約等について 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイトの画面より入力して
 いただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
 ※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件
 を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

就労支援トータルサービス

- メンタルご相談(メンタル相談サポート/メンタルITサポート)
- 健康・医療・介護ご相談(健康・医療・介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供)
- 各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりませ
 ん。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異
 なります。 ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあ
 ります。 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社からご提供します。 ※上記はサービスの概要を記載した
 ものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイ
 ド」でご確認ください。

<引受保険会社からのお知らせ>

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グルー
 ン(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託
 先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会
 社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施
 行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)をご覧ください。

【団体成立要件について】

今回のご契約を成立するにあたり、ご加入者数が10名以上必要となります。募集結果が10名に満たない場合には、ご契約を成立できませんの
 であらかじめご了承ください。

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この文書は団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意
 喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受
 保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保
 険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(アステラス製薬株式会社)に交付されます。

【申込締切日】 **7月5日(金)**

【取扱代理店】

銀泉株式会社 アステラス保険営業部

東京営業部 〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2-20汐留ビルディング17階 TEL 03-6777-7024 TEL 0120-522-672 FAX 03-6772-2819
 大阪営業部 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 4-6-1 2 TEL 06-6202-8616 TEL 0120-335-524 FAX 06-6202-8617
 富山営業所 〒930-0809 富山市興人町2-178 アステラスファーマテック富山技術センター内 TEL 076-433-6788 TEL 0120-636-784 FAX 076-431-1240

【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険

MS&AD INSURANCE GROUP

東京企業営業第一部 営業第二課
 TEL: 050-3461-1981
 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
 あいおいニッセイ同和損保日本橋本社ビル

GLTD のご案内

《正式名称》

団体長期障害 所得補償保険

補償額買い増しオプション(任意加入)

申込方法は専用WEBサイトでPC、スマートフォンからのお手続きです。

この保険はアステラス製薬株式会社を保険契約者とし、
アステラス製薬株式会社従業員ご本人を加入者とする
団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

会社が2007年4月より導入した会社補償部分の内容をご確認のうえ
補償額買い増しオプションをご検討ください



GLTDの仕組みについては、
「銀泉アステラスから保険のご案内」HPもご覧ください。

<https://www.gs-ins.com/astellas>

申込締切日

2024年7月5日(金)

補償額買い増し
オプション補償開始日

2024年10月1日(火) 午後4時

加入対象者
(補償の対象となる方)

2024年10月1日において満15才以上、満54才以下の
健康保険・厚生年金保険等の対象となる告知日時点で
正常に勤務されている従業員ご本人
※役員、パートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者は
加入することができません。

アステラス製薬株式会社

取扱代理店：銀泉株式会社 アステラス保険営業部

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

GLTD

**団体長期障害
所得補償保険**
補償額買い増しオプション(任意加入)

の概要について

病気・ケガで働くことができない期間、一定の収入を最長60才まで補償する保険です。
このアステラス製薬株式会社GLTDは、長期にわたって休職する場合の私たちの収入に関する重要なものです。
まず、「会社補償部分」について内容をご確認ください。
そして「補償額買い増しオプション」についてご確認のうえ、必要な口数をお選びください。

「もしGLTDがなかったら？」

下の図は、これまでの休業補償制度を簡単に表しています。ある程度の補償はありますが、多くの補償額は月額給与を基準としているため、ボーナスを含めた年収ベースで見た場合には、生活に必要な金額として不十分な状態です。また傷病が長期化した場合には、収入が全くなってしまう*など、対応しきれないということがわかります。

※ただし、所定の重度障害に該当した場合は障害厚生年金等の社会保障給付があります。



GLTDは、

これまでの保険ですべてを補償できなかった、長期間仕事ができない場合の収入の補償を行います。

これまでの保険	GLTD
生命保険 死亡した場合	1 病気やケガで入院・医師の指示によりリハビリ・自宅療養している間
医療保険 入院している期間	2 障害が残ればこれまでと同じように働くことができず復職しても収入が20%超下がってしまうような場合
がん保険 がん入院・治療	3 病気やケガが原因で退職し引き続き仕事のできない状態が続いている場合も補償は継続し、皆さまとご家族の生活を守ります。
がん保険 ケガで入院・治療	

GLTDの導入でこう変わりました。

会社補償部分

傷病による休職が長期化し、有給休暇・特別療養休暇、休職期間の全てが終了し、退職後6か月を経過してもまだ仕事に復帰できない状態の場合に、アステラス製薬株式会社GLTD(会社補償部分)によって「健康保険標準報酬月額の50%」が支給されます。この給付は、仕事ができるようになるまでの期間最長で5年間継続して支払われます。これで、長期の療養の場合でも、5年間は最低限の生活資金を確保することができますようになります。

補償額買い増しオプション部分

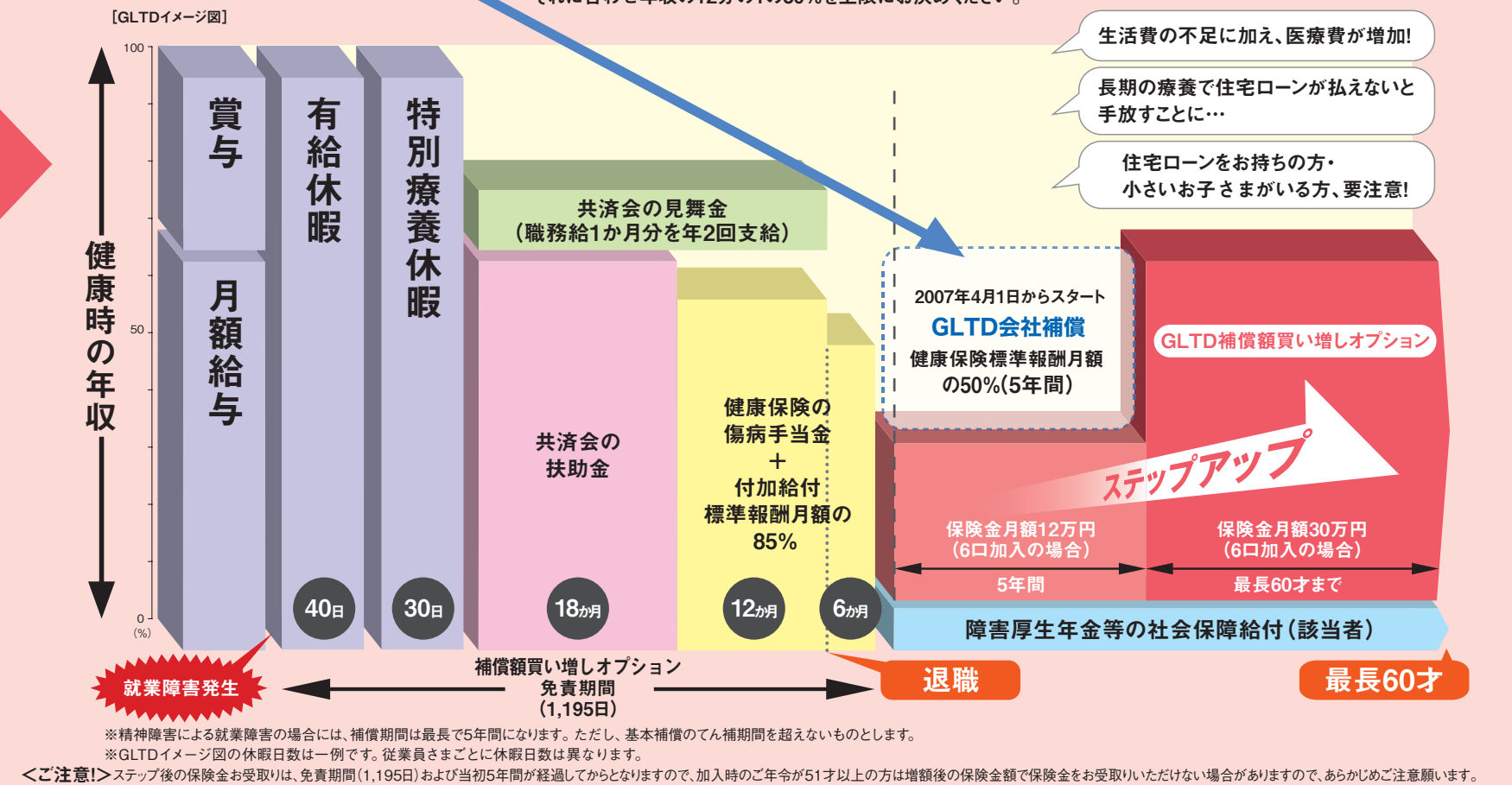
従業員の皆さまの中には、住宅ローンをお持ちの方、お子さまが小さく養育費用・教育費用が必要な方など、「健康保険標準報酬月額の50%」の金額では、自分の生活必要金額には足りないという方も少なくはないはずです。そこで、会社補償に加え、個人で補償額を買い増しできる「補償額買い増しオプション」を準備しています。

GLTD補償額買い増しオプションは次のとおり

1口あたり
保険月額5万円(当初5年間は2万円)の買い増しプラン

1口あたり
保険料月額：485円 保険月額：5万円(当初5年間は2万円)
最高加入口数：20口まで
※団体割引10%(被保険者数100名以上500名未満)を適用しています。

「補償額買い増しオプション」の加入口数は、あなたとご家族が1か月生活するのにいくら収入が必要か、それに合わせ年収の12分の1の50%を上限にお決めください。



こんなとき、GLTDが必要です!

1 私たちは1か月生活するのに、いったいどれくらいの収入が必要でしょうか。

仮に収入が無くなったとしても、住宅ローン、子どもの教育費、税金、食費、などさまざまなお金が必要です。長期間にわたる療養費用等も考えておく必要があります。また、社会保険(健康保険・公的年金など)の保険料や、生命保険の掛金も支払い続ける必要があります。このように、私たちが仮に仕事ができなくなり収入が無くなったとしても、私たちの毎日の生活に必要な出費はほとんど変わらないことがわかります。もし何かがあったとき、この必要な収入を私たちは確保できているのでしょうか。

月々の支払い		ボーナス時の支払い	
住宅ローン	100,000	住宅ローン	300,000
自動車ローン	15,000	自動車ローン	50,000
駐車場	10,000	家計への補助	250,000
光熱費	25,000	合計	600,000
健康保険	15,000		
厚生年金	30,000	長期傷病時に収入が減少しても、これらの支出は変わりません。そしてこの他にも、まだまだたくさんのお支出があるはずです。	
生命保険	20,000		
子どもの教育費	50,000		
食事・生活費	100,000		
合計	365,000		

上記は一例であり家族構成・世帯収入により異なります。

2 「GLTD(補償額買い増しオプション)」の特長

- 1 最長60才まで補償します**
病気やケガにより、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、最長で60才まで収入補償を行います。
※てん補期間は60才に達した日(※)まで。ただし免責期間の終了日の翌日から60才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。
(※)60才に達した日は、60才の誕生日の前日をいいます。
※精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は最長で5年間になります。ただし、基本補償のてん補期間を超えないものとします。(精神障害補償特約セット)
- 2 復職後の保険金の受取り**
傷病が回復したけれども障害が残って以前と同じように仕事

- 3 退職後の保険金の受取り**
傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合にも、傷病によって収入が減少している間について保険金は継続して受け取ることができます。
- 4 保険金は非課税**
保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。
※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

3 「がん」「心臓病」「脳卒中」、これらの病気は、長期の療養が必要です。

「がん」「心疾患」「脳血管疾患」のような大きな病気をしても、医学の進歩によって命は助かるようになってきました。しかし、命は助かってもすぐに仕事に復帰できるかといえばそうとは限りません。治療の期間、リハビリの期間、自宅療養の期間などが必要です。また、障害が残ってしまい今と同じ仕事ができなくなったとしたら、あなたの収入はどうなるでしょうか?この様に収入が減少した場合、その減少分をGLTDが補償します。